

平成25年5月9日

各 位

会 社 名 株式会社フォーカスシステムズ  
代表者名 代表取締役社長 森 啓一  
(JASDAQ・コード 4662)  
問合せ先  
役職・氏名 専務取締役 畑山 芳文  
電話 03-5421-7777

## 株式給付信託（BBT）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成25年6月27日開催予定の第37回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 導入の背景及び目的

当社取締役会は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

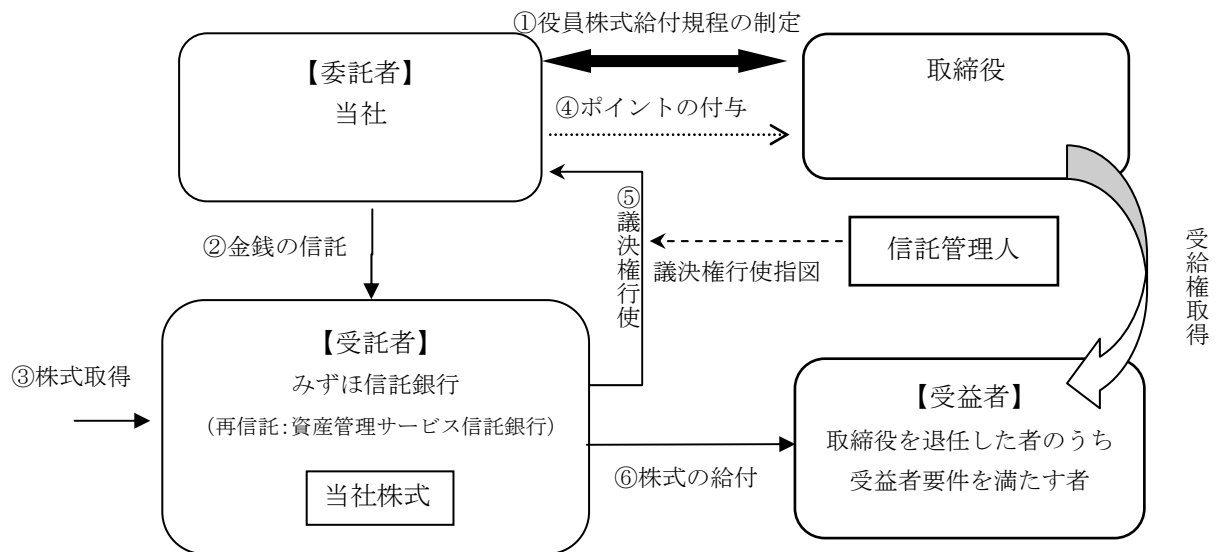
また、当社は、本制度の導入に併せて、従業員に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「ESOP信託」といいます。）を導入することを決定しております。本制度及びESOP信託を通じて、役職員の業績及び株価に対するインセンティブを高め、これにより、これまで以上に役職員一丸となって業績及び企業価値の向上に注力してまいります。なお、ESOP信託の詳細につきましては、本日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」をご参照下さい。

#### 2. 本制度の概要

##### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、当社の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使し、又は行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（なお、現在当社は社外取締役を選任していませんが、仮に将来社外取締役を選任することとなった場合には、社外取締役は本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

平成 25 年 9 月 2 日（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本株主総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、平成 26 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 30 年 3 月末日で終了する事業年度までの 5 事業年度（以下、当該 5 事業年度の期間、及び当該 5 事業年度の経過後に開始す

る5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役への交付を行うための株式の取得資金として、1億円を上限として本信託に拠出いたします。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間ごとに、1億円を上限として追加拠出を行います。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する株式の給付が未了であるものを除く。)及び金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、1億円から、残存株式等の金額(株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって、残存株式等の金額とします。)を控除した金額とします。

#### (5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(4)の資金の範囲内で、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

#### (6) 取締役に給付される当社株式数の算定方法と上限

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき当該事業年度における役位、業績達成度及びインセンティブ報酬としての効果等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。ただし、各事業年度に関して取締役に付与されるポイント数の合計には一定の上限が付与されます。なお、取締役に付与されるポイントは、下記(7)の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイント数は、退任時まで当該取締役に付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数を乗じて算出されます(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。)。ただし、当社が拠出した金銭が、上記(4)の上限に達している場合(すなわち、当社による追加拠出ができない場合)において、ある取締役の確定ポイント数に相当する株式数が信託財産内の株式数を超過するときは、当該取締役の確定ポイント数は当該超過する数に相当するポイント数を減じた数となります。

#### (7) 株式給付時期

当社の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、上記(6)に記載のとおりに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき行使されま  
す。信託管理人は、①一律に議決権を行使しない旨の指図を行う方法、または、②  
所定の条件を満たす場合には、本制度の導入と併せて導入される ESOP 信託の対象従  
業員の意見集約の結果に従って議決権行使の指図を行う方法により、かかる指図を  
行います。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使  
について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や  
本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合に  
おいて、本信託内に残存する配当金は、本信託が ESOP 信託が終了する以前に終了す  
る場合を除き（その場合には、下記 (10) に記載される方法により処理されます。）、  
その時点で在任する取締役に対し、各々が保有するポイントの数に応じて、按分し  
て給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場  
合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社  
が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信  
託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記 (9) により取  
締役に交付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

ただし、本信託が、ESOP 信託が終了する以前に終了する場合には、上記にかかわ  
らず、信託終了時に本信託内に残存する財産は、一部を除いて、ESOP 信託に無償で  
譲渡されるものとします。

**【本信託の概要】**

- ① 名称：株式給付信託（B B T）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④ 受益者：取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：従業員の中から選定されます（予定）
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成 25 年 9 月 2 日（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 25 年 9 月 2 日（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成 25 年 9 月 2 日（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は  
定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以上